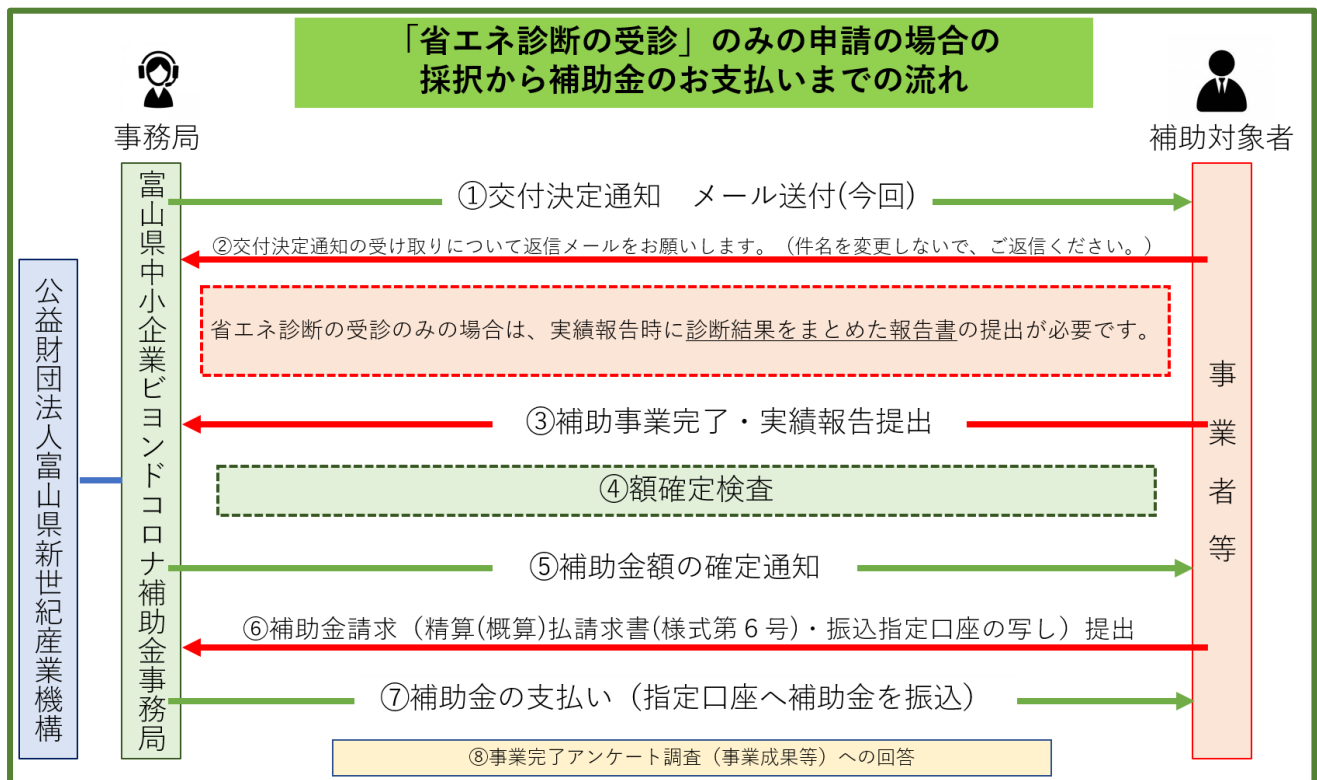


## 富山県中小企業ビヨンドコロナ補助金(第4次募集)生産性向上枠

### ②-1 「省エネ診断の受診」に係る交付決定後の流れについて

このたび、貴台を富山県中小企業ビヨンドコロナ補助金の補助対象者に決定いたしましたので、今後は下表に従い手続きを進められますようお願いいたします。

#### ②-1 「省エネ診断の受診」のみの申請の場合



#### ■ 交付決定後の手続きの流れ・留意点等

No.	手続きの流れ	留意点等
①	補助金の交付決定通知(今回)	注) この通知書は、貴台が補助対象者に決定したことを通知するもので、補助金額の交付を確約するものではありません。 (補助金額の確定は、実績報告書の提出後、支払確認検査後になります。)
②	メール返信	交付決定通知(メール)受け取りについて、ご返信をお願いします。 ※件名を変更しないで、本文に「確認しました。」と一言添え、ご返信ください。
③	補助事業の実施	富山県中小企業ビヨンドコロナ補助金に係る交付の手続きや条件等を確認のうえ、補助事業の遂行にあたってください。また補助事業に変更がある場合には必ず事前にご連絡ください。

No.	手続きの流れ	留意点等												
④	補助事業の完了  実績報告・事業実施報告書・収支決算書・省エネ診断報告書等の提出（事業実施計画書に記載の事業が完了後）	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業完了後20日以内、又は令和6年1月12日（金）のいずれか早い日までに所定様式により報告してください。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手段</th> <th>住所・URL・アドレス</th> <th>提出期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>郵送</td> <td>提出先 〒930-0004 富山県富山市桜橋通り3-1 富山電気ビルディング 富山県中小企業ビヨンドコロナ補助金事務局</td> <td>令和6年1月12日（金）</td> </tr> <tr> <td>オンライン</td> <td><a href="https://amarys-jtb.jp/toyama-beyond4-jisseki/">https://amarys-jtb.jp/toyama-beyond4-jisseki/</a></td> <td>令和6年1月12日（金） 23:59まで入力可能</td> </tr> <tr> <td>メール</td> <td>Email : toyama-beyond4@bsec.jp</td> <td>令和6年1月12日（金）</td> </tr> </tbody> </table>	手段	住所・URL・アドレス	提出期限	郵送	提出先 〒930-0004 富山県富山市桜橋通り3-1 富山電気ビルディング 富山県中小企業ビヨンドコロナ補助金事務局	令和6年1月12日（金）	オンライン	<a href="https://amarys-jtb.jp/toyama-beyond4-jisseki/">https://amarys-jtb.jp/toyama-beyond4-jisseki/</a>	令和6年1月12日（金） 23:59まで入力可能	メール	Email : toyama-beyond4@bsec.jp	令和6年1月12日（金）
		手段	住所・URL・アドレス	提出期限										
		郵送	提出先 〒930-0004 富山県富山市桜橋通り3-1 富山電気ビルディング 富山県中小企業ビヨンドコロナ補助金事務局	令和6年1月12日（金）										
		オンライン	<a href="https://amarys-jtb.jp/toyama-beyond4-jisseki/">https://amarys-jtb.jp/toyama-beyond4-jisseki/</a>	令和6年1月12日（金） 23:59まで入力可能										
メール	Email : toyama-beyond4@bsec.jp	令和6年1月12日（金）												
<ul style="list-style-type: none"> <li>※『実績報告書』他様式（ワード、エクセル形式）は、ホームページからダウンロードできます。 <a href="https://www.tonio.or.jp/info/beyond3-saitakugo/">https://www.tonio.or.jp/info/beyond3-saitakugo/</a></li> <li>※実績報告書には、省エネ診断に係る診断結果をまとめた報告書および経費の支出状況がわかる支出証拠書類（請求書・領収書等の写し）を添付してください。</li> <li>※振込払い等の場合の支払証明書類</li> </ul> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>銀行振込</td> <td>振込依頼書と通帳の該当ページ写し又は入出金明細の写し※現金振込の場合、通帳コピーは不要</td> </tr> <tr> <td>インターネットバンキング振込</td> <td>振込予定日・振込金額を指定して振込登録（振込予約）が確認できる帳票と予定通り振り込まれたことが確認できる帳票（該当帳票の提出が困難な場合は、振込印字部分の通帳のコピーでも可）</td> </tr> <tr> <td>クレジットカード払い</td> <td>カード会社の利用明細と口座引落の通帳該当ページ写し又は入出金明細の写し ※口座引落日が事業期間外の場合は対象外</td> </tr> </tbody> </table>	銀行振込	振込依頼書と通帳の該当ページ写し又は入出金明細の写し※現金振込の場合、通帳コピーは不要	インターネットバンキング振込	振込予定日・振込金額を指定して振込登録（振込予約）が確認できる帳票と予定通り振り込まれたことが確認できる帳票（該当帳票の提出が困難な場合は、振込印字部分の通帳のコピーでも可）	クレジットカード払い	カード会社の利用明細と口座引落の通帳該当ページ写し又は入出金明細の写し ※口座引落日が事業期間外の場合は対象外								
銀行振込	振込依頼書と通帳の該当ページ写し又は入出金明細の写し※現金振込の場合、通帳コピーは不要													
インターネットバンキング振込	振込予定日・振込金額を指定して振込登録（振込予約）が確認できる帳票と予定通り振り込まれたことが確認できる帳票（該当帳票の提出が困難な場合は、振込印字部分の通帳のコピーでも可）													
クレジットカード払い	カード会社の利用明細と口座引落の通帳該当ページ写し又は入出金明細の写し ※口座引落日が事業期間外の場合は対象外													
※5万円以上の領収書には、印紙及び割印が必要です。														
⑤	額確定検査	『実績報告書』等の内容を検査します。※ 必要に応じて、貴事業所を訪問し、実績報告書に基づき支払確認検査を実施します。												
⑥	補助金額の確定	支払確認検査の結果および実績報告書を確認のうえ、補助金額を確定します。												
⑦	請求書の提出	補助金額確定後、精算（概算）払請求書（様式第6号）を提出願います。※手続きは、補助金額の確定と併せてご案内します												
⑧	補助金の交付	指定の口座へ補助金を振り込みます。												
⑨	事業完了アンケート調査への対応	・事業完了後のアンケート調査（事業成果等）の回答												

### <会計処理注意点>

※詳細は「第4次 富山県中小企業ビヨンドコロナ補助金の手引き」の補助対象経費について（P.22～P.24）をご確認ください。